## 公益法人等に係る書類の閲覧又は謄写について

## 1 高知県警察が所管する公益法人・移行法人

(1) 公益法人

	行政庁担当課						法 人 名
組	織	犯	罪	対	策	課	公益財団法人暴力追放高知県民センター
生	活	安	全	企	画	課	公益社団法人高知県防犯協会

(2) 移行法人

	行政	[庁担]	当課		法 人 名
厚		生		課	一般財団法人高知県警察職員互助会
厚		生		課	一般財団法人高知県警察義会
交	通	企	画	課	一般社団法人高知県交通安全協会
運	転免	許セ	ンタ	_	一般社団法人高知県指定自動車学校協会

#### 2 書類の閲覧及び謄写

- (1) 公益法人から提出を受けた財産目録等又は移行法人から提出を受けた公益目的支出計画実施報告書については、行政庁担当課(以下「担当課」という。)の執務室内において、閲覧及び謄写をすることができます。
- (2) 閲覧及び謄写の時間は、執務時間内とします。
- (3) 閲覧及び謄写を希望する方は、書類の特定及び閲覧又は謄写の日時を特定する必要があるため、別記様式による閲覧等請求書を事前に担当課へ提出してください。
- (4) 閲覧及び謄写をしようとする場合で、当該書類を複写するときは、高知県県民室 設置運営規則(平成15年高知県規則第95条)第11条及び第12条に定めるところ によるものとします。※1

# 3 閲覧及び謄写できる書類

〇 公益法人

事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、 財産目録、役員等名簿※2、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給 の基準を記載した書類、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活 動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、 定款、社員名簿※2、計算書類等

〇 移行法人

公益目的支出計画実施報告書

### ※1 高知県県民室設置運営規則(抄)

第11条 行政資料の複写を希望する利用者は、県民室に設置する複写機を用いて複写することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に違反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 複写が適当でないと認められるとき。

第12条 前条の複写を行う利用者は、複写に要する費用を負担しなければならない。 2 前項の複写に要する費用は、用紙一枚(片面)につき10円とする。

※2 役員名簿及び社員名簿については、個人の住所部分を除く。

## 第1号様式(第3条関係)

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所 氏名 ( 法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名

電話番号

閲覧等請求書

次のとおり閲覧 (謄写) を請求します。

閲覧又は謄写の別						
公益法人等の名称						
閲覧又は謄写をする 書類の種類						
閲覧又は謄写の目的						
閲覧又は謄写の日時		年	月	日	時	分から
備考						

注 「閲覧又は謄写の日時」欄は、閲覧又は謄写を希望する日時を記入してください。